

シェアワーカー会員向け シェアワーカー会員サポートプラン

MS&AD

三井住友海上



一般社団法人
シェアリング
エコノミー協会

シェアワーカーのもしもに備える

シェアって安心プラン

自動付帯

メリット



1

シェアワーカーの賠償資力の確保をすることで
発注者・利用者にも安心を提供

2

シェアワーカー特有の
賠償リスクに備えた幅広い補償を実現

3

交通事故によるケガにより死亡または後遺障害が
生じた場合に限り、
死亡・後遺障害保険金を30万円まで補償

こんなときに保険金が受け取れます

業務の遂行により生じた
賠償責任の補償



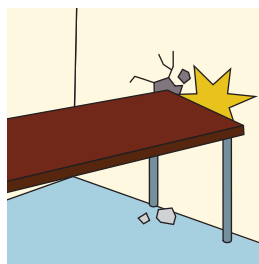
自転車で配達中に通行人と
ぶつかり、ケガをさせてしまう。

仕事の結果が原因となって
生じた賠償責任の補償



利用者に飲食物を
提供した結果、食中毒が発生。

受託財物(管理財物)の補償



依頼先やコワーキングスペース等の
借用施設の壁や設備を誤って壊してしまった。

自動
付帯

生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活の様々なシーンをサポートします。

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。ご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。
詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

■健康・医療相談

介護

■介護に関する情報提供
■介護に関する悩み相談 等

暮らしの相談

■暮らしのトラブル相談
■暮らしの税務相談

情報提供・ 紹介サービス

■子育て相談(12才以下)
■暮らしの情報提供 等

□ 三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

* サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。 * お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 * 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 * 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

支払限度額

補償内容	①損害賠償金	②争訟費用	①＋②	自己負担額 (免責金額)
	1 会員あたりの 1 事故 / 期間中支払限度額		当協会での期間中限度額	
業務の遂行により生じた賠償責任の補償	1億円		10億円	0円
仕事の結果が原因となって生じた賠償責任の補償	1億円			0円
受託財物(管理財物)の補償	100万円			3,000円
情報漏えいの補償	1,000万円		3億円	0円

※上記に加え「交通事故によるケガにより死亡または後遺障害が生じた場合に限り、死亡・後遺障害保険金を30万円までお支払させていただきます。」

※当協会は、保険会社との保険契約に基づき、当協会のシェアワーカー 会員(有料会員)に対して補償を提供します。

※期間中限度額は、保険会社が補償内容ごとに支払う支払限度額であるため、業務遂行中の補償を除いて、当協会のシェアワーカー 会員(有料会員)に対する支払限度額は全てのシェアワーカー 会員(有料会員)を合算して10億円を限度に支払われます。(情報漏えいに関する補償は3億円が限度となります。)

※一部、補償の対象とならない業務内容がございます。(第三者の身体に直接触れる介護、介助、育児、マッサージ等の業務)

支払対象となる事故

シェアワーカー業務の遂行にあたり行った行為に起因して発生した偶然な事故

※シェアワーカーの業務とはシェアリングエコノミー協会が運営するシェアワーカー 会員(有料会員)として登録した事業者が行う業務。個人もしくは自らが代表を務める法人として行う業務をいい、他の法人に所属して行う業務を含みません。

※複数名のシェアワーカーが共同で行う業務や個人・法人を問わず複数名の役員・従業員が従事している企業の業務は、その業務に関わる全ての役員・従業員・シェアワーカーがシェアワーカー 会員(有料会員)となる必要があります。

補償対象期間について

シェアワーカー 会員(有料会員)として登録手続きを行い、当協会から入会を承認された月の翌月1日午後0時以降に発生した事故が補償対象となります。

なお、賠償補償の内容は、当協会と保険会社との保険契約に基づき確定するため、次年度(2022年5月1日)以降、変更になる可能性があります。

補償開始イメージ：

入会月(A月)	補償開始((A+1)月1日)
対象外	補償対象

(例) 7月中に入会の場合、8月1日から補償開始

保険金がお支払いできない主な場合(免責事項)の詳細はWebをご覧ください。

万一、事故が発生したら

万一、事故が発生したらシェアリングエコノミー協会事務局までご連絡ください。

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

Sharing Economy Association, Japan

事務局 シェアワーカー保険窓口担当

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-3 MIDORI.so NAGATACHO

TEL : 03-5759-0306 EMAIL : sharing_neighbors@sharing-economy.jp